

7 水管第 2237 号
令和 7 年 12 月 8 日

水産政策審議会 会長
佐々木 貴文 殿

農林水産大臣 鈴木 憲和

特定水産資源（まいわし太平洋系群）に関する令和 8 管理年度における大臣
管理漁獲可能量の変更の取扱いについて（諮問第 494 号）

特定水産資源（まいわし太平洋系群）に関する令和 8 管理年度における大臣管理漁
獲可能量の変更の取扱いについて、別紙の取扱いとしたいので、漁業法（昭和 24 年法
律第 267 号）第 15 条第 6 項において準用する同条第 3 項の規定に基づき、貴審議会の
意見を求める。

令和8管理年度における大臣管理漁獲可能量 の変更について（まいわし太平洋系群）

1 背 景

令和7管理年度において、まいわし太平洋系群の大臣管理漁獲可能量の変更のうち、以下に掲げるものについては、行政庁の恣意性のない機械的な変更として、事前に水産政策審議会の了承を得ておき、事後報告で対応する運用としているところ。

・まいわし太平洋系群

資源管理基本方針別紙2に基づき、「まいわし太平洋系群大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）」の漁獲可能期間の終了に伴い確定した大臣管理漁獲可能量の未利用分の国の留保への繰り入れ及び国の留保からの「まいわし太平洋系群大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）」への追加配分に伴う数量の変更

2 令和8管理年度の取扱い

上記1に掲げる数量の変更については、引き続き事後報告で対応できることとする。

3 数量変更に伴う手続

農林水産大臣は、変更した大臣管理漁獲可能量を遅滞なく公表する（漁業法第15条第6項において準用する同条第5項）。

4 上記2によるもの以外の変更の取扱い

上記2によるもの以外の大蔵管理漁獲可能量の変更を行おうとするときは、水産政策審議会の意見を聴かなければならない（漁業法第15条第6項において準用する同条第3項）。

令和8管理年度における漁獲可能量、都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の変更について（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びまいわし対馬暖流系群）

1 背景

令和7管理年度において、さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びまいわし対馬暖流系群の漁獲可能量、都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の変更のうち、以下に掲げるものについては、行政庁の恣意性のない機械的な変更として、事前に水産政策審議会の意見を聴いた上で同意を得ておき、事後報告で対応する運用としているところ。

（1）さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びまいわし対馬暖流系群

- ① 資源管理基本方針別紙2に定めた方法（いわゆる「75%ルール」）に則り行う、国の留保からの配分に伴う数量の変更
- ② 特定水産資源の漁獲可能量の当初配分及び配分量の融通に関する実施要領（令和2年12月1日付水産庁資源管理部長通知、令和4年12月26日最終改正。）に則り都道府県間又は大臣管理区分と都道府県との間で行う融通に伴う数量の変更

（2）さんま、まあじ、まいわし対馬暖流系群

資源管理基本方針別紙2に基づき、配分を受ける者（数量を明示した都道府県及び大臣管理区分に限る。）の間の合意による数量を用いた国の留保からの配分に伴う数量の変更

（3）さんま

資源管理基本方針別紙2に基づき、「さんま北太平洋さんま漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）」の漁獲可能期間の終了に伴い確定した大臣管理漁獲可能量の未利用分の「さんま北太平洋さんま漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）」への追加配分に伴う数量の変更

2 令和8管理年度の取扱い

上記1に掲げる数量の変更については、引き続き事後報告で対応することとする。

3 数量変更に伴う手続

農林水産大臣は、変更した漁獲可能量、都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量を遅滞なく公表する（漁業法第15条第6項において準用する同条第5項）。また、都道府県別漁獲可能量を変更したときは、これを通知する（漁業法第15条第6項において準用する同条第4項）。

都道府県知事は、上記通知を受けたときは、漁業法第16条第5項の規定で準用する同条第2項から第4項までの手続に則して知事管理漁獲可能量の変更を行う。

4 上記2によるもの以外の変更の取扱い

上記2によるもの以外の漁獲可能量、都道県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の変更を行おうとするときは、水産政策審議会の意見を聴かなければならない（漁業法第15条第6項において準用する同条第3項）。